

## 無罪判決を求める要請書

2005年10月21日、上告趣意書の提出された東住吉冤罪事件は、一審・二審を通して、被告人とされた青木恵子さんの有罪の立証が、合理的疑いを差し挟む余地のないまで、十二分に行われたとは到底思えません。

私たち市民が常識の眼でみて、おかしいと思う「朴自白と客観的事実との矛盾」、その際たるものは、ガソリン7リットルを撒き、ターボライターで火をつけること、しかも自らは全く火傷を負っていないという点にあるのですが、その点の解明、納得のいく説明は一審・二審判決のどこにもありませんでした。

正確な再現実験を待つまでもなく、高裁段階の弁護団提出証拠の数々、ガソリン火災の事例や、石油化学を専門的に研究している学者の意見書などに、さらには検察側の再現実験結果を示すビデオから、当然裁判所も「朴自白」の内容、放火の態様に慎重な判断を下されるものと、私たちは期待を込めて公判の成り行きを見守ってきました。

しかしながら、高裁判決も「朴自白」に何ら疑問を呈することなく、（ガソリンの量もほぼ7リットルを前提として）放火であることを認定しました。

ところが去る5月14日（日）、弁護団が実施した新たな再現実験の様子がテレビ朝日「ザ・スクープスペシャル」で詳細に放映されました。実験内容は悉く、私たち市民の「常識の目」の正しさを示すものとなっていました。さらに番組では実行行為についてはもちろんのこと、動機の点や、自然発火の可能性、予断を持って捜査した警察の取調べの様態など、すべてが青木さんの「無実」を示唆するものになっています。私たちは改めて青木さんは無罪であると確信を深めました。

このうえは最高裁判所が真摯に事実の検討をなされ、青木恵子さんに対し速やかに口頭弁論を開き、無罪判決を下されるよう強く要請致します。

2006年 月 日

最高裁判所第二小法廷 御中

氏 名	住 所